

川辺町 雇用調整支援補助金 制度概要

補助対象事業者

次の要件を全て満たす事業者が対象となります。

- ① 中小企業基本法に定める中小企業者及び小規模企業者
- ② 町内に事業所等を有する事業者
- ③ 雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業者（雇用調整助成金等の助成率が10/10であった事業者を除く）

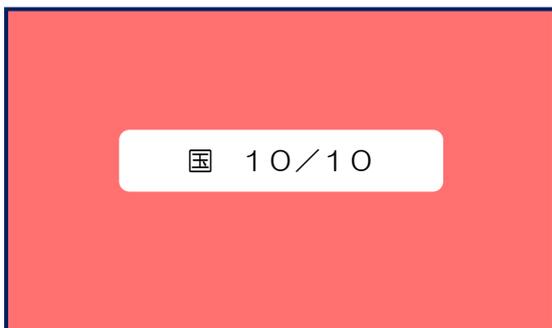
補助額 **基準賃金額** × 1/10 × **休業延日数**

※国の助成額と合わせて日額 15,000 円／人を限度
※一事業者あたり上限 50 万円とし、100 円未満端数切捨
※令和2年4月1日～令和3年4月30日までの休業が対象
※雇用調整助成金（国）の助成率が10/10は対象外

上限額
(各年度あたり)

50万円

基準賃金額に対する助成率割合



[解雇等を行わず雇用を維持した場合]



[それ以外の場合]

基準賃金額/パターン例		10,000円	17,000円	20,000円
国	8/10	8,000円	13,600円	15,000円
町(県)	1/10 (1/2)	1,000円	1,400円	0円
助成金合計		9,000円	15,000円	15,000円
事業者負担	1/10	1,000円	2,000円	5,000円

申請期限

令和4年3月31日(木)まで